

〔10番 住田清美 登壇〕

○10番（住田清美）

それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問の午後の部に入らせていただきたいと思います。私は今回、大きく3つのことについてお尋ねしたいと思いますが、まず1点目、防犯対策についてお尋ねしたいと思います。

連日のように全国各地で各種事件が起きています。無差別殺傷事件、緊縛強盗、交通事故、SNS詐欺など、凶悪と言われるものも含まれています。飛騨市は田舎だから大丈夫と思われがちですが、今や地域を選ばず事件は起こっています。飛騨警察署管内の刑法犯発生状況を見てみますと、昨年、令和6年は、窃盗犯31件、詐欺などの知能犯17件、粗暴犯4件、その他13件、計65件となっており、令和5年度と比べ11件増加しています。特に、知能犯は前年増13件となっています。凶悪犯罪は発生していませんが、もしもの場合、早期解決の手助けとなるのが防犯カメラではないでしょうか。

平成30年より、市と飛騨警察署との間で防犯カメラの設置及び運用の協力に関する協定を結び、公共の場における防犯カメラの設置を促進しています。令和5年度までに18か所を設置運用し、今後も増やしていく予定だということです。今、飛騨市で凶悪犯罪が発生しても、防犯カメラで追うことは難しいとの見解です。防犯対策として防犯灯や防犯カメラの補助金はありますが、さらなる利用拡大を図り、市民が安心して暮らせるまちづくりをしてはいかがでしょうか。そこで、次の4点をお伺いいたします。

まず1つ目に、市有施設の防犯カメラ設置状況について。飛騨警察署との連携協定で防犯カメラが設置されていますが、駐車場や公園などが多く、市が所有する施設には果たして設置されているのか心配されます。学校は、不審者対策として職員室で常時監視できるような体制になっていますが、その他の市有施設、例えば保育園とか公民館、観光施設やスポーツ施設、指定管理施設など、防犯カメラ設置状況はどのようになっているのでしょうか。設置の必要性をどのようにお考えか併せてお伺いします。

2点目に、学校の防犯対策についてです。小中学校には防犯カメラが設置されていると思いますが、ほかの地域でしたけれども、5月に、保護者とともに一般の方が学校に乱入し、教師を殴ったという事例がありました。飛騨市は地域に根差した学校運営を図られていますが、防犯対策についてはどのように対応され、また、訓練等は行われているのか、お伺いしたいと思います。

3点目は、防犯カメラの設置補助金についてです。犯罪の抑止には防犯カメラの設置が有効であることは理解できることですが、決して安価なものではありません。当市では防犯カメラ設置補助金があり、団体が設置する場合に補助率3分の1、上限20万円が補助されます。今や一般家庭でも身を守るために設置されますし、犯罪が起きた場合に、映像の提供も起こり得る場合があります。一般の方が防犯カメラを設置される場合にも、何らかの補助は考えられないでしょうか。市のお考えをお伺いします。

4点目には、防犯灯維持補助金についてです。防犯対策として、防犯カメラと同時に、防犯灯の設置も大きな役割があると感じています。行政区が設置する防犯灯は設置費用の補助と同時に、維持補助金として防犯灯1灯当たり300円、電気料金が補助されます。ただし、商店街などが設置する街路灯ですが、こちらは飛騨市商店街みだしなみ向上改修補助制度により、設置する場合に

は補助がありますが、電気料金の補助はありません。名称は街路灯でも、地域を明るく照らす防犯灯の役目もあるのではないのでしょうか。電気料金の補助は考えられないのでしょうか。

以上、飛騨市の防犯対策についてお尋ねしたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔教育長 下出尚弘 登壇〕

□教育長（下出尚弘）

まず私から、2点目にご質問のありました、学校の防犯対策についてご説明いたします。飛騨市では、全ての小中学校に防犯カメラを設置し、不審者等の対策を行っております。しかしながら、校舎の構造上、不審者の侵入を完全に防ぐことはできません。そのため、全ての学校で不審者侵入を想定した危機管理マニュアルを作成し、研修や対応訓練を実施しております。

まず、不審者侵入を防止するために3段階でのチェックを行っております。第1段階では、校門付近や駐車場に見慣れない車両や人物がいる場合に、注意喚起の声掛けを行います。第2段階では、校門から玄関に近づいてくる不審な人物があった場合に、声かけ等、退去要請を行います。第3段階では、玄関の防犯カメラのチェックやインターホン対応、名札の着用要請などを行っております。また、不審者侵入の緊急対応については、学校職員が対応の流れ、手順を示した対応フローを基に、毎年訓練を実施しております。対応フローには、場面ごとに児童生徒の避難誘導や応急手当て、関係機関への連絡、不審者への対応などのポイントが明記されており、迅速な行動ができるようにしております。さらに、学校によっては警察と連携した訓練を実施したり、児童生徒とともに暗号放送による教室の施錠やバリケードづくり、避難等、内容を工夫したりして訓練を実施しています。

こうした事案は、いつでも、どの学校でも起こり得るとの認識を持って、日頃から警察や消防などの関係機関と連携を密にし、児童生徒が安心した学校生活を送ることができるよう、引き続き取り組んでまいります。

〔教育長 下出尚弘 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔危機管理監 高見友康 登壇〕

□危機管理監（高見友康）

私からは、1点目のカメラの設置状況と3点目の補助金についてお答えをいたします。

まず、1点目の市有施設の防犯カメラの設置状況についてお答えいたします。議員ご指摘のとおり、駐車場や公園などには飛騨警察署との協定により、犯罪の防止、犯罪の捜査、行方不明者捜索、交通事故原因究明などへの協力を目的として防犯カメラを設置しております。協定に基づく防犯カメラの設置は、飛騨警察署の要望に基づき、市、周辺住民、施設管理者等と協議をした上で市の予算内で設置をしております。このほか、市本庁舎、小中学校、保育園、公民館、体育館等スポーツ施設、図書館等教育文化施設、市民病院等保健医療施設にも設置しています。これら施設における防犯カメラ設置の目的や考え方は、各施設の特性、立地場所や周辺の犯罪発生状況、利用者の安全への配慮、プライバシーの保護などを施設管理者、所管部局等で総合的に検討

して設置しています。防犯カメラの設置状況は以上のとおりであり、各種効果を期待できる重要な設備であると認識しているため、今後も施設の特性等に応じて、所管部局ごとに予算の可能性を検討しつつ設置してまいります。

続きまして、3点目の防犯カメラ設置補助金についてお答えします。飛騨市防犯カメラ等設置補助金交付要綱及び飛騨市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインを定め、区・自治会、企業、商店街等を対象として補助をしています。防犯カメラの設置・運用においては、防犯、犯罪捜査という観点のみならず、肖像権、個人情報、プライバシー保護等に関する各種法令の規制を受けるとともに、税金を使用するため、公共性、公平性、透明性についても総合的に検討する必要があります。このため、市の設置要綱においては、防犯カメラ管理規定の作成、画像の撮影範囲の3分の1以上が道路等の公共空間であること、周辺住民の同意書の提出、24時間の連続撮影、要請による捜査機関等へのデータ提供等の要件を定めております。

個人住宅等への配置についての問合せも年に数件ありますが、個人の場合は家族の生活や財産等を守るという目的での設置であり、公共性、公平性、透明性の担保という点で十分ではないという考え方から、補助の対象とはしておりません。しかしながら、市民生活の安全・安心のため、例えば、公共空間の撮影が含まれる場合には補助対象にすることができないか検討していきたいと考えております。

〔危機管理監 高見友康 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔商工観光部長 畑上あづさ 登壇〕

□商工観光部長（畑上あづさ）

私からは、4点目の防犯灯維持補助金についてお答えいたします。議員ご指摘の商店街等有する街路灯につきましては、現在、市内でも該当箇所が数か所あると認識しております。これらは事実上、防犯灯の役割を果たしている面もありますが、商店自体が減少している中で、その維持自体も課題になっているのではないかと推察しております。したがって、この時点ですぐに支援策を講じるというよりは、まずは商店街ごとにその街路灯の役割や維持に関して、どのような状況で、どんな問題意識を持っていられるかを調査した上で、市としてどのような支援をすべきか検討したいと考えております。

〔商工観光部長 畑上あづさ 着席〕

○10番（住田清美）

ご答弁をいただきましたので、ご答弁をいただいた順に再質問をさせていただきたいと思います。

まず、学校の防犯対策につきましては、教育長よりお答えをいただきました。子供たちの安心・安全のためにしっかり防犯カメラも設置してありますし、教職員の方による訓練等も行われているということなんですけれど、その中で、まず3段階に分けて対応されているということなんです。学校の敷地内に入ってくる、あるいは玄関に入ってくる、学校に明らかに用事がある方と、不審者という言葉が使われましたけど、その不審者と見分けるのって、どのような感じで見分けていらっしゃるのでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育長（下出尚弘）

見分けるということは大変難しい部分がありますけども、先ほど第1段階でもお話ししましたけども、学校の敷地内に職員ではない方が入って来られる場合には、まず声をかけます。おはようございますとか、こんにちとはとか、どのようなご用件ですかというようなことで声をかけて、そこでまず、ファーストコンタクトで何か不審者にかかる人なのか、あるいは本当に用事で来た人なのかということも見極めることができると思います。

その上で、そこで少し不審な状況があれば、そこでご用件をお伺いしながら、先日あった東京都立川市のように飲酒で酔っ払っているような人であれば、先ほどもお話ししたように、ここは学校ですのでということで退去の要請をして、それでも聞かなかったら他の職員を呼んだり、あるいは子供が安全なところに一度誘導して、そこでお話を聞くということで、いずれにしても、一度まず声掛けをして、そこで見極めていくということと、大事にしていきたいのは常に穏やかに、相手が興奮しないようにという状況に努めて対応することも、職員研修の中でもやっております。

○10番（住田清美）

なかなか学校の先生方も授業がある中、また、職員室に残っていらっしゃる方も大変だと思いますが、しっかりと対応をお願いしたいと思います。学校で何か起きたときは、先生方のマニュアルもありますし子供たちも訓練をしているんですが、例えば、登下校時に不審者がいたとか、何か事件に巻き込まれそうになったときの子供たちの対応方法について、子供たちへ周知とかはされているのかお伺いしたいと思います。子供たちは、多分防犯ベルとか笛とかいろいろな物は身につけているかと思うんですが、そういったものをどういったときに使うのかというような指導とかは、学校のほうではしっかりされているのでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育長（下出尚弘）

まず登下校についてですけども、不審な人に声をかけられたりという場合には、近隣の住宅に入って助けを求めたり、あるいはそこでの安全を確保したりというようなことがございます。また、御存じのように子供たちはランドセルに防犯ベル等をつけているわけですけども、それを鳴らすということの訓練も学校のほうで行っておりますので、いろいろな不審者による被害のニュースがあった折にタイムリーに、そういったことを各学級、学校で指導するということも繰り返しているところでございます。

○10番（住田清美）

本当に今、田舎だから事件が起きないということではないと思いますし、特に子供たちを狙った犯罪というものが年々多くなっておりますので、子供たちの対応をまたよろしくお伺いしたいと思います。

次に、防犯カメラの件のほうに移りたいと思います。飛騨警察署と連携を結んで、防犯カメラの設置は市のほうの予算の中でやられているということなんですけれど、旧若宮駐車場には防犯

カメラが設置してありましたけれども、今新しくなりました駅東の駐車場のほうには防犯カメラの設置はどのような状況になっているのでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□危機管理監（高見友康）

駐車場が移った時点で、旧若宮駐車場についておりました防犯カメラを全て新しい駐車場に移設しております。その際、警察署の立会いを受けて、画像がこれで適正かどうかというのも全て点検をした上で、今、実稼働の状況に入っております。

○10番（住田清美）

新しい駐車場でも、また防犯カメラが機能するという事で理解をさせていただきました。

それで、今防犯カメラの設置の補助金につきましては、おっしゃいましたように防犯カメラ等設置補助金がございます、交付要綱もあります。ここを該当させようと思うとなかなかハードルが高くて、おっしゃったように撮影範囲が道路などの公共空間を3分の1照らすとか、防犯カメラの撮影範囲の住民の許可を得ているとか、継続して6年以上使わなければいけないようなこともありまして、せっかく補助金があるんですけど、なかなか厳しく、使いづらいような補助金に見受けられます。今までにこの補助金を受けられた団体等って、もし分かるようであればございましたら件数を教えていただければありがたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□危機管理監（高見友康）

補助金を受けて設置された実績ですが、令和7年の6月1日までの実績で、企業が1件、町内会等が3件、そして今設置の協議中なのが1件という実績であります。

○10番（住田清美）

なかなかこれをクリアしようと思うと、実績でも今4件、そして検討中が1件ということありますので、おっしゃったようにプライバシーの問題とか個人情報の問題とか、そしてまた補助金ということで税金を使うので公共性も必要ですし、透明なことは必要ですけど、せっかくの補助金なので使いやすくしていただければと思っています。

先ほど危機管理監の答弁の中で、公共施設の空間を映すような場合に、個人の場合でもちょっと補助金を該当させようかな的な答弁をいただいたと思っていますんですけど、これは同じく3分の1補助の上限20万円という補助金の中で考えられるのか、またさらに一般家庭用には違うような形の補助金を考えていらっしゃるのか、もしその辺が分かっていたら教えていただければと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□危機管理監（高見友康）

まず、企業とご家庭とでつけるカメラの種類によって金額が大きく違います。安いものと30万円ぐらいから、高いものと1台100万円近くになります。どのようなものが家庭にとって適切なのか、それらを検討した上で補助率等も考える必要があると認識しています。また、公共

性の観点から、プライバシーと犯罪防止等の観点から、どれぐらいの範囲を移せばいいのか、こういうのも、今後ほかの自治体等の事例を参考にしながら検討していこうと考えております。

○10番（住田清美）

自分の身を守るだけではなくて、地域の安全を守るために防犯カメラというのは今大変有効な手だてだと思っていますし、都会なんかではいっぱい防犯カメラがあるものですから、いざ犯罪が起きた場合でも、防犯カメラを追っていけば犯人にたどり着くというようなこともありますし、個人の財産を守るという意味もありますけれども、ぜひ前向きに、個人の防犯カメラ設置につきましても最大限の配慮をお願いしたいと思っています。

そして最後に、商店街の防犯灯、今のところは街路灯なんですけれども、やっぱり商店街の皆さんも、なかなか今商店街を組織する人たちの数が少なくなっていくって、街路灯を維持するだけでも大変お金もかかるということで大変だという話も伺いましたので、今調査をすると言われましたけれども、商店街についているというのは、人が集まるところなのでそこを明るく照らすという意味では防犯の意味もあると思いますので、今から調査をしていただいて、もしちょっとでも補助をお願いしたいというような声があれば、それは前向きに検討されるのでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

先ほど申し上げたことの若干繰り返しにはなりますが、まずはどんな課題を抱えていらっしゃるかというところをきちんと把握させていただきたいと思います。単純に電気料を補助していけばよいという問題でもなかろうと思っていますので、その辺はしっかりと話を聞かせていただきたいと思っています。

○10番（住田清美）

商店街も含め、個人住宅も含め、市有施設も含め、市民が安心して暮らせる防犯対策について、またご配慮いただければと思っています。

それでは2番目の質問に移らせていただきます。次は、養護老人ホーム和光園の運営についてお尋ねしたいと思います。古川町下気多地内に養護老人ホーム和光園が新築されましたのは、令和元年12月で、全室個室で4階建て、事業費約10億円で整備されました。養護老人ホームとは、原則65歳以上の高齢者で環境上の理由、または経済的な理由により、自宅での日常生活が困難な方に入所いただき養護するとともに、その方が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練、その他の援助を行うことを目的に設置されています。設置者は飛騨市ですが、運営は社会福祉法人吉城福祉会が指定管理者として行っています。和光園の定員は50名ですが、最近、入所者の数が減っており、運営に支障を来さないか心配されるところです。お困りの方がいらっしゃらないのであればよいのですけれども、潜在的に将来の不安を抱えていらっしゃるのなら、養護老人ホームという選択肢もあることを市はどのように捉え、市民の福祉施策につなげていくのか、次の3点をお尋ねしたいと思います。

1点目は、入所者の現状と今後の見通しについてです。入所者は、令和6年4月には満床に近い49人でしたが、今年の4月は39人と大幅に減少しています。減少の要因は何なのでしょう。片や、市内の現状に目を向けてみますと、団塊の世代が後期高齢者となり、また、独居やお年寄

りだけの世帯が増えつつある中、物価高などで生活困窮の方もいらっしゃると思います。もちろん地域には区長や民生委員、地域見守り相談員の方、ケアマネージャーなど多くの方が携わってくださっていますが、和光園入所にはつながらないのでしょうか。入所者の現状と今後の見通しについてお尋ねいたします。

2点目は、契約入所の方向性はいかがですか。和光園に入所するためには、経済的理由として市民税非課税条件があります。でも、課税をされている方でも入居可能な契約入所という取扱いがあります。これは定員の20%の範囲で受入れが可能だということです。今後も入所者が見込まれないのなら、契約入所を検討し、運営者の収入の安定、さらには施設の有効活用につなげてはいかがかと思います。個人負担を幾らにするかなど、課題はたくさんあると思いますけれど、契約入所についてのお考えをお伺いいたします。

3点目は、運営費の捉え方についてです。和光園は指定管理者制度を導入しています。運営者である社会福祉法人吉城福祉会には、指定管理料ではなくて、入所者の人数に応じた措置費として支払われています。入所者の人数が定員いっぱいならいいのですが、少なければそれだけ赤字になるのではないのでしょうか。片や、職員配置はいつでも定員で受け入れられるよう配慮してあります。その分も運営者にとっては負担となっているのではないのでしょうか。措置費とは別に事務費的な考え方で運営費対応をされることは考えていらっしゃるのでしょうか。和光園の運営についてお尋ねいたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 野村賢一 登壇〕

□市民福祉部部長（野村賢一）

養護老人ホーム和光園の運営についてのお尋ねです。

1つ目の、入所者の現状と今後の見通しについてお答えします。まず、養護老人ホーム和光園の入所者の現状についてお答えします。先ほど議員がおっしゃったように、入所者は令和7年4月1日には39人となりました。この理由については、幾つかあります。まず、80歳以上が62%と入所者が高齢化していることにより、長期入所される方が減少していることに加え、病院に入院される方やお亡くなりになる方が増加したことがあります。また、和光園は介護施設ではないため、要介護度3以上の入所者が増え、対応に難航しておりました。そこで、指定管理者である社会福祉法人吉城福祉会からの相談を受け、市から各特別養護老人ホームへ、和光園入所者も在宅の入所順番待ちの方と同様に対応する旨、依頼した結果、要介護度3以上の入所者は従来よりもスムーズに特別養護老人ホームへ入所できるようになりました。

では、新たに入所される方を増やすにはどうすればいいかということになりますが、ご承知のとおり養護老人ホームはどなたでも入所できる施設ではありません。入所可能な方は、老人福祉法により、65歳以上で環境上の理由及び経済的な理由により、居宅において養護を受けることが困難な方と定められており、措置決定が必要です。近年、入所の相談があっても、税金課税者であったりして措置の基準に該当せず、措置決定ができないケースがあります。また、地域の民生委員児童委員の方々やケアマネージャー、そして、隣の高山市、あるいは下呂市の担当にも措置者がいないか声をかけているものの、入所に結びついてない現状があります。あと数年すれば団

塊の世代の方も80代を迎えることとなりますが、まとまった人数の方が措置されるとは考えにくく、こうした傾向は今後も続くことが予想されます。

次に、2つ目の契約入所の方向性についてお答えします。和光園の収支を改善し、持続可能な養護老人ホームとするため、社会福祉法人吉城福祉会とともに、居住に課題を抱える税金課税者でも入所可能な契約入所の取組を模索しております。法的にも契約入所は定員の20%の範囲、和光園の場合は定員が50名ですから10名まで受入れが可能であります。これは養護老人ホームからの申し出により協議を行い、現措置入所者に影響を及ぼさないよう進める必要があります。このため、社会福祉法人吉城福祉会とは、他自治体の取組を参考に利用料金の設定等について現在協議を行っているところでございます。

なお、今後、全国的に高齢者数の減少や施設従事職員の減少に伴い、施設に空きが生じ、特別養護老人ホーム、老人保健施設、養護老人ホームなどの施設の維持が難しくなることが見込まれ、大きな課題となっております。これに関連し、施設の転換や事業見直しを含め、国への政策提言などを行う「地域ケアサービス再生存続自治体協議会」が今月16日に発足し、都竹市長が筆頭代表に就任しております。この協議会の準備の中でも、市長から和光園の実情について内閣官房、厚生労働省の幹部に話をしており、全国的な制度見直しの中でも議論を深めていただきたいと考えております。

最後に、3つ目の運営費の捉え方についてお答えします。措置費においては、職員の処遇改善を図るべく、国が示す措置費支弁基準は全て市の要綱により反映させています。加えて、令和4年まで指定管理料として支払っていた、全館個室になったことによる経費、また、夜勤体制の拡充によって発生する経費については、それぞれ生活環境整備体制充実加算、夜勤体制拡充加算として市単独で措置費に加算をしております。しかし、議員ご指摘のとおり、和光園は入所者の人数に応じた措置費で収入が賄われているため、入所者の減少によって収入確保が困難となり、赤字が続いている状況です。今後、措置者の増加が見込めない状況では、定員に基づく職員数を継続して確保することは経営的にも負担が大きくなります。

そのため、市といたしましては、運営費の支援を検討する前に、まずは施設運営経費の縮減可能性を分析する必要があると考えております。具体的には、業務効率化を進めるとともに、支援員の人件費を今後見込まれる入所者数に合わせて、どこまで圧縮できるかを検討したいと思えます。その上で、住まいのセーフティーネットのような施策には、国が定めている家賃低廉化に係る支援もメニューとして考えられるため、公助の制度を模索しながら、和光園の施設運営、契約入所の方法を考えていきます。

〔市民福祉部長 野村賢一 着席〕

○10番（住田清美）

和光園に関わらず、今からいろいろな福祉施設の在り方については人口減少の中、議論していかなくてはいけないと思うんですが、メモする間がなかったものですから委員会の名前は言えないんですけど、今、答弁の中で、市長が代表に就任されて、和光園の在り方を含めて今何をお考えになって、どのようなことを今後その会の中で検討されるのか、もし今お考えをお持ちでしたら、ちょっとお聞かせいただけないでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

地域ケアサービス再生存続自治体協議会という名前なんですけど、今立ち上がりまして、内閣官房のほうからご要請をいただいて、代表をやってくれということで、これから議論を始めます。先ほど答弁にもありましたように、この話は今もう全国的に、これから特別養護老人ホーム、介護医療院、それから老人保健施設、もちろんこの養護老人ホーム、どこも特に中山間過疎地を中心に空きができてくる状況になっていて、どこもそれが今の制度だと経営を圧迫する要因になっていく。全部満床で稼働して初めて採算が取れるみたいな仕組みになっているものですから、これを契約入所の形態に基本的にはなっていくんですが、もっと支援の必要な高齢者の人なんかに入ってもらって、住まいとしても活用していけるように規制緩和とか施設の整備とかをしていこうということを検討して、政府に提言しようということでございます。

実はこの話は、先週閣議決定されました「地方創生2.0」、石破内閣の一番の柱ですが、この中にも明記してありまして、日本版CCRCの、次のCCRC2.0というやつなんですけど、「生涯活躍のまち」というような名前で、そういうことを政府としても取り組んでいくというところに自治体の側から呼応して、現場の立場から提言をしていくということになっております。和公園がまさしく我々としては一番問題意識を持っていたものですから、先ほど答弁にありましたように事前の段階でお伝えをして、政府のほうでも事例として認識をいただいておりますので、こういったところをモデルにしていきたいと思ひますし、介護医療院とかは、それから特別養護老人ホームたんぼぼ苑、あの辺りも同じような状況なものですから、こうしたところもモデルにしながら、私自身も議論していきたいというふうに思っております。

○10番（住田清美）

特に中山間地のところも含めてですけれど、これからの福祉施設の在り方についてはぜひ市長に旗を振っていただいて、リーダーシップになっていただきながら進めていただきたいと思います。

ちょっと具体的な再質問をさせていただきます。担当の方をお願いいたしますが、和光園新築のときに、多分将来計画ではないんですけど、将来もこのくらい的人数が入るから、これくらいの規模の建物が必要でということで設置されたと思うんです。設置当時は多分満床に近い47人、48人で推移していくのかなというところだったと思うんですけれど、先ほどいろいろな減少の理由を述べられましたけれど、こんなに早く減少が来るとはその当時は想定されていなかったものなんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部部長（野村賢一）

当時も定員50人ございまして、おっしゃるとおり40名台をずっと保っておりまして、高齢者の数もそれなりにいらっしゃって、当時よく「措置控え」とか、そんな言葉もございましたけども、ある一定数のいわゆるセーフティーネットが必要な方がいらっしゃったと認識しておりまして、それで50人定員のままで変えなかったと思うんですけれども、ここ最近の人口減少につきまし

ては、当時では想像する余地もなかったというふうに思っております。

○10番（住田清美）

先ほど申し上げましたけれど、入所者が少なければそれだけ措置費が運営者には入ってこないということで、赤字経営になってしまいます。それで先ほどもおっしゃいましたが、相談があっても課税者で税金がかかっていると措置できないということがある。要望はあるけれど、課税という1つのハードルが越えられないために、入れないという方があるということで、契約入所の話はそこを緩和するのが一番早いのかなと思います。そういう方がいらっしゃるのでしたら、これは早急に契約入所という方向性を示すことが、入りたいけれど入れない方にとってもいいし、運営者にとってもそれで赤字が補填されるのはいい話だと思いますが、半年後は決めるのか1年後は決めるのか、そういう時限的なことは今の段階ではお考えでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部部長（野村賢一）

今課税者で入ることができないという、いわゆるボーダーの方ですけども、我々が把握しているところで各事業所のケアマネージャーとか、ハートピア古川の地域包括支援センターとか、そういうところからの情報なんですけども、令和6年度で4名ほどいらっしゃいました。潜在的にはまだいらっしゃるものと思いますけども、一刻も早くこういう方は契約入所に結びつけたいという気持ちはあるんですけども、実は、先ほども申し上げましたとおり、入所料金について今検討を始めておりまして、どれくらいが適当なのか、措置費が約23万円ほどお支払いしているんですけども、それまではちょっと支援はできかねないとは思いますが、そういった中で個人の負担金をどれくらいにして運営したらいいのかという検討を今始めておりまして、具体的な時期についてはまだ決まっておりません。

○10番（住田清美）

そういうボーダーラインにいらっしゃる方がいるのなら、ちょっとスピード感を持っていただきながら、契約入所についても一概に幾ら取るかということもほかの施設との兼ね合いもあると思いますし、課税者でもいろいろだと思いますので、その辺については運営者である社会福祉法人吉城福祉会と連携を取りながら、早急に困っている方の受入れをぜひ検討していただきながら、また、和光園もずっと赤字が続くことのないように維持をしていただければと思っています。それにはまた、今、代表に就任されました都竹市長の手腕にも期待しておりますので、よろしく願いいたします。

それでは最後の質問で、商工業の振興についてお尋ねしたいと思います。当市経済の一翼を担う商工業については、大切な基幹産業であり、雇用面、税収面でも大きなウエートを占めています。企業の多くは小規模企業をはじめとする中小企業であり、商店も個人経営がほとんどです。古川町商工会に聞きますと、課題として一番はやはり人材不足、特に若者が定着しない。次いで、諸物価や人件費の高騰、それらを価格に転嫁できない現状、さらには個人事業者に多い後継者不足などが挙げられています。そのほかにも、企業が抱える課題は多方面に及ぶと思われます。他方、若者を中心に今市内で起業される方も多く、まさに商工業も多様性の時代が訪れているのかもしれないかもしれません。また、国際問題として、いわゆるトランプ関税により、輸出入は予断を許さない

現況下にもあります。そこで、商工業の振興についてお尋ねいたします。

1点目は、商工業の現状と展望についてです。先ほども申し上げましたが、様々な課題のある中、一生懸命頑張っている商工業者の現状をどのように把握され、問題解決のためどのような施策を考えていらっしゃるのでしょうか。また、トランプ関税による影響は自動車業界だけではないと思います。その対策、特に相談窓口などのようなものは設けられているのでしょうか。商工業の発展について、どのような未来像を描いているのかお伺いいたします。

次に、中小企業・小規模企業振興条例についてです。言うまでもなく、企業の発展は当市の発展でもあります。そこで、中小企業が果たす役割の重要性に鑑み、その振興に関し、基本理念、基本方針を定め、市、中小企業者、商工団体、金融機関、そして市民の役割を明らかにし、地域社会全体で積極的に取り組むための中小企業・小規模企業振興条例を定めている自治体が多数あります。今こそ、市の本気度が試されるときではないでしょうか。この条例についてどのように捉え、進めていかれるのかお尋ねしたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

商工業の振興につきまして、2点のお尋ねでございます。併せてお答えをしたいと思います。

まず、現状と展望ということでございます。現状なんですが、商工業者の動向につきましては、四半期ごとに「市民生活・経済情報共有会議」という会議を市役所で開催をしております。これはもともと新型コロナウイルス感染症の本部でやっていたものをずっと継続してやっているわけでありまして、この中でコロナ禍のときの流れをくみまして、製造業、運輸業、飲食業、卸売業、小売業、サービス業、宿泊業、こうした事業者定期的にヒアリングを行っております。定点観測ということで、同じところにずっと聞き続けるというやり方で把握をしておるわけでございます。加えて、この会議には飛騨市金融協会からもご出席をいただいております。金融機関の立場ですとまた違う見え方がされますので、市内経済の状況について分析をいただいて、客観的な見方を教えていただいているということでございます。

このほかに年に2回、景気動向調査をしております。また、労働実態調査というものも行っております。こちらは約330社の調査を行って、大体5割以上の回答が毎回得られていると、このようなことになっております。それによりまして、かなりリアルな格好で事業者の課題というのを把握しておるわけでありまして、何が今一番問題かという、議員ご指摘のとおり人手不足、やっぱりこれでございますし、あと物価高騰、人件費の上昇ということもございまして、小規模事業者ですと後継者不足、やっぱりこの声も多いということになります。これらに対する支援というのは業種によっても規模によっても違うということになるわけです。

飛騨市の商工業の中核というのは製造業でございます。製造業は輸出によって支えられているところも多いということで、国際経済の動向による変化に随時対応しながら事業を行っておられるということです。ちなみにトランプ関税については、これまでの調査のところまだ目立った影響というのは出ていないんですが、不安の声は随分出ているという状況で、今後の影響を注視しているというのが現状です。いずれにしても、こうした国際経済の動向によって左右される製造

業については、やはり人材確保等の部分で、事業そのものにはなかなか伴走支援というのも難しいものですから、人材確保等について必要に応じて相談に乗るとというのが基本的な姿勢になってくだろうというふうに思います。

一方で、小規模事業者に関しては全面的な伴走支援が必要だということになります。人材確保、資金繰りといったこと、いろいろあるわけでありますが、市の支援事業を活用していただくというのが一番の支援策になりますし、加えて、ビジネスサポートセンターでの相談ということで丁寧な支援を行っているというところがございます。中でも小売業、サービス業については、先ほど議論もありましたけども、特に飛騨市のような過疎地では地域内のマーケットというのは縮小するばかりでありますから、新たなサービス創出の相談支援に乗るとか、あるいはネットでの販売支援といったことを中心的な取組としてやっているということになります。このほか、台湾等への輸出支援にも力を入れているということもございます。

共通する課題の人材確保であります。ここはやはり経営者の意識改革が必要だというふうに思っておりまして、社員の賃上げ、あるいは福利厚生充実といったことに力を入れながら、外国人材の活用ですとか、尖った業務での県外からの採用等に努力していただくということ。それから、ITやAIの活用などを通じて少人数でも可能な事業形態を模索していただくという必要がございます。これにつきましては、市では飛騨市経済連合会と一体となってセミナー等を開催して支援を行っているところがございます。ちなみに、ついおとといですかね、市内の企業の方がご挨拶に来られて、やはり人材確保に苦労しているんだけど、ハローワークへの情報の出し方を工夫しただけで、やはり反応が違って応募が多かったというような話も聞いておりまして、やはりこういった伴走支援というのは非常に重要だということを改めて痛感した次第でございます。

それから2点目のご質問であります。中小企業・小規模企業振興条例につきましてお答えをしたいと思います。この件につきましては、かつて商工団体の皆様からご提言をいただいたことがございまして、先の総合政策審議会におきましても、古川町商工会の谷邊会長から改めて制定を求めるご意見をいただいたところがございます。

しかし、私としては一貫して消極的な考え方を申し上げております。こうした同種の条例制定の動きというのは、実は全国的なものでございまして、2014年に小規模企業振興基本法というのが施行されて以来、全国商工会連合会が旗振り役になって条例制定を自治体に働きかけておられるということでございまして、全国で商工会が地元の自治体につくってくれというのを呼びかけているというのが状況です。それで、中小企業家同友会全国協議会というところが調査をやっておりまして、令和6年11月現在、実際の約4割に当たる721市区町村で条例が制定されているという事実を把握しております。ただ、その内容については理念型の条例が多いということも承知しておるわけでありまして。この条例制定の効果なんですけど、一番期待する向きは、条例ができれば予算がつくだろうという話なんですけれども、国の場合は、法律ができますと財務省との交渉が非常に有効になるということがございますので、法律ができるというのは非常に有効なんです。しかし、自治体の場合は首長の判断で予算編成を行っていくという仕組みになっているので、国とはまた少し事情が違うということになります。

こうした理念型の条例というのは、新たな政策分野を開拓するときは結構有効で、他の自治体

によっても、例えば食育とか、消費者保護とか、こうしたところで条例を制定し、今まで市政の中になかった分野を一気に政策を拡大していくというケースはあるんですが、商工業支援というのは元来最も伝統的な部分ですから、どの自治体も昔からやっておりますので、これをつくって何か大きく変わるということがなかなかないというのが実情だというふうに理解しております。

したがって、私としては重要なことは、理念的な条例制定に労力を割くよりも、具体的な支援策について議論を深めるのが重要だと考えておりまして、引き続き小規模事業者、商工業の状況調査ということを踏まえながら、これまでどおり積極的に施策を展開してまいりますし、商工関連団体の皆様方からも具体的な課題を踏まえた、十分に練った制度の提案をいただきたい。単に補助が欲しいとか、ここにお金をつけてくれと話ではなくて、こういう制度をつくってもらいたいというような提案を現場の声から立案していただけますと、一緒になって政策が立案していけるのではないかと考えておりますので、私としてはそういう道を模索していきたいと考えているところでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

○10番（住田清美）

商工業の振興につきましては、コロナ禍から引き続きまして、ご丁寧な声を拾っていただきながら施策に反映していただいているということで理解をいたしました。

その中で、先ほどトランプ関税の関係につきまして、不安の声はあるけどしばらくは注視していくということなんですけれど、これに対しての相談とか、いろいろな情報が欲しいといった場合には市が受け止めてくださるのか、それぞれ神岡商工会議所なり古川町商工会へ行けというふうな形になるんでしょうか。市として、この辺の関わりはいかがでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

トランプ関税対策ということで、自治体によって相談窓口を設けているところもございまして、都道府県なんかは結構さっと窓口を設けたところもございまして、今までもそうなんですが、窓口を設けても意外と相談って来ないんですね。むしろ、普段のやり取りの中で困っていることが出てきたものを施策にしていくというのが基本かなというふうに思っておりますし、リーマンショックのときも東日本大震災のときも、県庁でまさしくやっていたんですが、実は相談というのは少ないんです。そういったことから考えると、もちろん市でも相談窓口を設置するという考え方もあるんですが、普段いろいろなコミュニケーションを取っておりますので、しかもこういったヒアリングも行っていますから、その中で困りごとを聞いて、相談しながら市としてできることをやり、また県とか国に対して求めていくことがあれば、すぐに話をしていくというのが基本かなというふうには考えております。

○10番（住田清美）

中小企業・小規模企業振興条例については、市長のお考えをお伺いさせていただきました。それぞれ今各自治体でもつくっていらっしゃいます。下呂市もこの間つくられまして、高山市はまだですけども、飛騨市もその流れに乗りたいたいというのが多分古川町商工会の思いだと思います。ほかの市町村のものをと見ますと、大体形式は同じような形式で来ていますし、ただ、こ

の中では、目的とか基本理念、それから市の役割、中小企業の役割、それから金融機関の役割、市民の役割といったことがしっかり定義をされておりますので、全国的に同じような作りではありますが、私もこれは必要な条例ではないかなと思ったので今回挙げさせていただいておりますが、市長がそういうお考えでしたら、古川町商工会とまた策を練って、商工会なり商工会議所から提言ができるような形で持ってくるような形にしくちゃねというようなことは語りたいと思いますが、そういう形の中で、お互いにいい関係で商工業の発展ができればいいかなと思いますが、再度聞きますけれど、この条例については特に市のほうで制定するというようなお考えは今のところはないということですね。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

先ほど申し上げたとおり、現時点においては、私自身は積極的な姿勢ではないということでございます。条例が仮にできたとしても、問題は何をやっていくかですから、何をやっていくかということをやっとやってきているので、むしろもうできたものだと思って、次の具体的な話に進んでいったほうが早いかなということでございますので、ぜひそういった点について議論を深めていきたいというふうに思っております。

○10番（住田清美）

そういった形で、お互いにいい関係はできていると思いますので、それが条例化されているかいないかに関わらず、基幹産業でありますので、いい関係の中で商工業の発展、人手不足の問題、後継者の問題、いろいろな問題を含め様々な知恵を出し合いながら、各種団体ともまた相談してやっていただければと思っています。

以上をもちまして、質問を終わらせていただきます。

〔10番 住田清美 着席〕